

気象業務法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する
省令の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和 7 年 9 月 3 0 日
気象庁情報基盤部情報利用推進課
国土交通省海事局検査測度課

国土交通省では、令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 8 月 30 日までの間、気象業務法施行規則及び海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令案に関するご意見の募集を行いました。

その結果、皆様からのご意見はございませんでした。

今後とも、国土交通行政へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。